

## 指定管理者候補者 選定理由一覧

	対 象 施 設	選 定 理 由
(1)	東京都パラスポーツトレーニングセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>障害者スポーツ施設について十分な指定管理の実績を有しており、利用者対応に係る豊富な経験やパラスポーツ競技団体等との連携を活用して、安定的で堅実な運営が期待できる。</u></li> <li>● <u>近接スポーツ施設や周辺施設と連携した一体的なイベントの開催や、近接施設と連携した来館者の誘導や施設の維持管理等、構成団体の強みを活かした提案がなされている。</u></li> <li>● <u>パラアスリートやチーム向けの講習会、障害者向けパラスポーツ教室、誰もが参加できるパラスポーツ体験会など、競技力向上だけでなく、障害者がスポーツに取り組むきっかけづくりや障害のある人もない人も共に参加できる、多面的な事業の提案がなされている。</u></li> </ul>
(2) ア	東京体育館	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>大規模スポーツ施設の運営や事業に係る専門的ノウハウを有しており、施設の計画的な改修等、各構成団体の強みを活かした安定的で堅実な管理運営が期待できる。</u></li> <li>● <u>専門チームによる国際級のスポーツイベントの積極的誘致や、トレーニンググループと健康体力相談室とで連携したトレーニングメニューの提供等、施設の特性を活かした具体的な提案が評価できる。</u></li> <li>● <u>近隣スポーツ施設との連携による一体的なスポーツイベントの開催や、近隣団体や地域と連携したスポーツと文化の融合イベントの開催等、魅力的で優れた提案が評価できる。</u></li> </ul>
(2) イ	駒沢オリンピック公園総合運動場	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>多様なスポーツ施設の運営に係る専門的知見や経験を活かし、各構成団体や公園管理者と連携して効果的かつ効率的な管理運営が期待できる。</u></li> <li>● <u>1964 オリンピック大会や東京 2020 大会に係る収蔵品や資料の展示・貸出等、両大会のレガシーを活かした具体的な提案が評価できる。</u></li> <li>● <u>公園管理者と連携したアーバンスポーツの普及・振興に係る事業や公園イベントとのタイアップ、地域施設との連携によるイベントの開催等、施設の特性や立地を活かした、多様な事業展開が期待できる。</u></li> </ul>
(2) ウ	東京武道館	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>武道を含めた様々なスポーツ事業やスポーツ施設の管理に係る専門的ノウハウを有しており、施設の特性を熟知した効果的かつ効率的な管理運営が期待できる。</u></li> <li>● <u>スポーツチャンバラや障害の有無に関わらず参加可能な武道プログラムの実施等、幅広い層への武道の振興を行う積極的で優れた提案が評価できる。</u></li> <li>● <u>茶室を活用した武道と文化との融合プログラムやダンス等フィットネスプログラムの実施、高速通信規格の整備によるイベント開催など、付加価値の高い多様な事業展開が期待できる。</u></li> </ul>

	対 象 施 設	選 定 理 由
(2) エ	有明テニスの森公園 テニス施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● テニス施設の管理について専門的な知見や経験を有しており、競技団体との綿密な連携により、安定的で堅実な管理運営が期待できる。</li> <li>● テニスの国際大会・国内大会だけでなく、他のスポーツ大会やイベント利用等、<u>多目的な利用の促進により、収益増に寄与する提案がなされている。</u></li> <li>● <u>3人制テニス等参加型テニスイベントの開催やテニスミュージアムの開設、競技用車いすの貸出しなど、テニス・車いすテニスの普及促進や利便性の向上へ積極的に取り組む新たな提案が評価できる。</u></li> </ul>
(2) オ	若洲海浜公園ヨット 訓練所	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 代表団体はヨット施設について長年にわたる指定管理の実績を有しており、周辺施設・公園とも連携して維持管理を行う等、安定的で堅実な管理運営が期待できる。</li> <li>● 構成団体はヨット競技に係る専門的知識を十分に備え、競技団体と連携した専門性の高いインストラクターの配置や救助艇の配備等による危機管理体制の構築がなされている。</li> <li>● <u>パラセーリング選手の強化育成やジュニア・高校セーリング部へのトレーニングメニューの提供等、競技力向上と普及振興の両面で幅広い層がヨット競技に親しめる提案がなされている。</u></li> </ul>
(2) カ	武蔵野の森総合スポ ーツプラザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大会・イベント開催に係る専門的な知見や豊富な経験による施設の提供、隣接施設と連携して維持管理を行う等、各構成団体の強みを活かした効率的かつ安定的な管理運営が期待できる。</li> <li>● <u>周辺地域や教育施設と連携したアートプログラムの実施や多様な講座の開設等、周辺地域や利用者のニーズに応じた多様な事業展開の提案がなされている。</u></li> <li>● <u>バドミントン教室や車いすバスケットボール体験会等、東京 2020 大会のレガシーを活かし、地域や周辺施設と連携したスポーツの実施、普及促進に積極的に取り組む提案が評価できる。</u></li> </ul>
(2) キ	海の森水上競技場	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 構成団体の強みを活かした管理運営方針が示されているとともに、公園等における豊富な管理運営実績も有しており、安定的な管理運営が期待できる。</li> <li>● 競技団体による大会利用に加え、<u>子供から高齢者、障害者まで誰もが楽しめる水上競技の体験教室やフィットネス、レクリエーションなど、様々なスポーツ振興事業の提案がなされている。</u></li> <li>● 広大な陸域や豊かな自然環境など施設の特性を活かしたキャンプ・バーベキューイベントのほか、<u>海の森公園と連携したライトアップ等ナイトタイムイベントや野外コンサートの誘致など、集客力のある魅力的な事業提案が評価できる。</u></li> </ul>

	対 象 施 設	選 定 理 由
(2) ク	カヌー・スラローム センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水上競技施設を含む多くの体育施設の管理運営実績を有しており、効率的かつ安定的な管理運営が期待できる。</li> <li>● <u>ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設への申請を提案するなど、アスリートの強化育成や稼働率向上に向けた提案がなされている。</u></li> <li>● <u>企業や学校を対象としたラフティング体験や、隣接する公園や周辺施設、地元との連携によるスポーツ振興など、施設の有効活用に向けた積極的な提案が評価できる。</u></li> </ul>
(2) ケ	東京アクアティクス センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 類似の大型水泳場での管理運営実績を踏まえた具体的な計画が示されており、東京 2020 大会のレガシーを活かしつつ、国際基準の水泳場を安定的に管理運営することが期待できる。</li> <li>● 競技団体との強固な連携により、<u>国際大会や、全国規模の大会から地区レベルの大会、パラ水泳大会など、年間を通じて多くの大会誘致の提案がなされている。</u></li> <li>● <u>利用者調整により、独立したメインプールとサブプールを活かして、複数の大会を同時に開催するほか、練習や一般開放を柔軟に行うことで、利用者の幅広いニーズに対応した提案が評価できる。</u></li> </ul>
(2) コ	夢の島公園アーチェ リー場※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 競技大会時の開場時間についての柔軟な施設運営など、利用者目線にたった提案が評価できるほか、<u>アーチェリーやフライングディスク、パラアーチェリー</u>など、スポーツ・レクリエーションの普及・振興に関する多様な提案がなされている。</li> </ul>
(2) サ	大井ふ頭中央海浜公 園ホッケー競技場 ※2	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 同規模の公園や体育施設について、十分な指定管理の実績を有しており、その管理運営のノウハウを活用して、公園・競技場の一体的かつ効率的な運営が期待できる。</li> <li>● 競技団体等と緊密な連携を図りながら、<u>ホッケーに加えラクロスやフットサル</u>等競技による施設利用を積極的に進めるなど、施設の稼働率向上に寄与する提案がなされている。</li> <li>● <u>タッチラグビーやパラスポーツの体験会開催など、関係諸団体との日頃のつながりを活かしながら、スポーツ実施機会の拡充や施設の多目的利用を促進する提案がなされている。</u></li> </ul>

※1 夢の島公園アーチェリー場は夢の島公園・夢の島熱帯植物館と一体として、建設局と合同で設置した東京都立夢の島公園・夢の島熱帯植物館及び夢の島公園アーチェリー場指定管理者選定委員会を選定しています。

※2 大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場は海上公園（南部地区公園グループ）と一体として、港湾局と合同で設置した東京都立海上公園（南部地区）及び大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場指定管理者選定委員会で指定管理者を選定しています。

# 東京都体育施設指定管理者選定委員会

## 審査報告書

(東京都パラスポーツトレーニングセンター)

令和4年10月

東京都パラスポーツトレーニングセンターの指定管理者の選定に当たり、東京都体育施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は応募団体から提出された書類及びヒアリングにより審査を行った。

このたび、審査が終了したので、結果を報告する。

## 1 審査委員

委員長	小池和孝	東京都生活文化スポーツ局 スポーツ施設部長
委員	守泉誠	公認会計士
	上代圭子	東京国際大学准教授
	野川春夫	武庫川女子大学 学術顧問
	柳本由香	東京都生活文化スポーツ局 スポーツ総合推進部 スポーツ課長

## 2 選定経過

事項	日程
募集要項の公表	令和4年6月27日（月曜日）
現地説明会の開催 （参加事業者数：6事業者）	令和4年7月25日（月曜日）
質問の受付 （質問数：21件）	令和4年7月26日（火曜日）から 8月1日（月曜日）まで
質問への回答	令和4年8月10日（水曜日）
応募書類の受付 （応募団体数：1団体）	令和4年8月22日（月曜日）から 同月25日（木曜日）まで
第一次審査 （審査の概要は別添1のとおり）	令和4年9月2日（金曜日）
第二次審査 （審査の概要は別添2のとおり）	令和4年10月11日（火曜日）

### 3 応募団体名、代表及び構成団体名

1	(応募団体) 公益社団法人東京都障害者スポーツ協会グループ	
	代表団体	公益社団法人東京都障害者スポーツ協会
	構成団体	株式会社東京スタジアム

### 4 審査方法

選定委員会では、東京都が東京都体育施設条例（平成元年東京都条例第 109 号）第 16 条第 2 項及び東京都体育施設条例施行規則（平成 19 年東京都規則第 76 号）第 13 条の規定により定める基準に基づき、「東京体育館、駒沢オリンピック公園総合運動場、東京武道館、有明テニスの森公園テニス施設、若洲海浜公園ヨット訓練所、武蔵野の森総合スポーツプラザ、海の森水上競技場、カヌー・スラロームセンター、東京アクアティクスセンター、東京都パラスポーツトレーニングセンター指定管理者募集要項」（以下「募集要項」という。）に定められた「審査項目及び配点」に従い、応募団体から提出された書類を審査した。財務状況については、応募団体から提出された財務関係書類等により調査を行った。提案書類（事業計画書）の審査に当たっては、応募団体へのヒアリングを実施した。各委員による審査項目ごとの点数の合計を応募団体の得点とした。

### 5 選定基準

東京都が東京都体育施設条例第 16 条第 2 項及び東京都体育施設条例施行規則第 13 条の規定により定める以下の基準に基づき、最も適切に施設の管理運営を行うことができると認める者を指定管理者候補者として選定した。

- (1) 次に掲げる業務について、相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。
  - ア 体育・スポーツ及びレクリエーションの活動のための施設を提供すること。
  - イ 体育・スポーツ及びレクリエーションについて調査研究し、並びに相談に応ずること。
  - ウ 体育・スポーツ及びレクリエーションに関する資料の収集、整理並びに一般の利用に供すること。
  - エ 体育施設を利用しての体育・スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及を行うこと。
  - オ スポーツの適性、健康及び体力相談に関すること。
  - カ 上記アからオまでのほか、目的を達成するために必要な事業
  - キ 施設、附属設備及び物品の維持管理及び修繕（知事が指定する修繕等を除く。）に関する業務
  - ク 上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務
- (2) 安定的な経営基盤を有していること。

- (3) 体育施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。
- (4) 利用者のサービス向上を図ることができること。
- (5) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営ができること。
- (6) 体育施設又はこれに類する施設における良好な管理運営の実績を有すること。
- (7) 体育施設の管理運営に係る技術及び能力の指導育成体制が整備されていること。
- (8) 東京都のスポーツ振興施策及び施設運営計画にのっとり、東京都と密接に連携して管理運営を行うことができること。
- (9) その他体育施設の適正な管理運営を行うために知事が定める基準を満たすことができること。

## 6 審査項目及び配点

募集要項に定められた下記の審査項目及び配点により、採点を行った。

審査項目			配点	
関係書類	法人(団体)としての事業遂行能力※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営方針・経営状況</li> <li>・体育施設等の管理運営実績</li> </ul>	20	
事業	管理運営の基本方針		20	
	施設の提供等に関する業務	施設の提供に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設提供の実施方針</li> <li>・休館日及び開場時間</li> <li>・利用の調整</li> <li>・利用料金</li> </ul>	60
施設の運営に関する業務		<ul style="list-style-type: none"> <li>・トレーニングルーム運営業務</li> </ul>		
施設内サービス		<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付案内</li> <li>・苦情・要望等に対する対応等</li> </ul>		
計画	事業に関する業務	施設の事業に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ振興事業</li> <li>・スポーツの日記念事業</li> <li>・自主事業</li> <li>・周辺連携事業</li> <li>・利用者に対するサービス提供事業</li> </ul>	100
		施設の事業を支える仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報</li> <li>・業務の品質管理</li> </ul>	
		都立スポーツ施設等のネットワークを生かした取組		
画面	組織及び人材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的かつ効率的な執行体制の確保</li> <li>・明確な責任体制の構築</li> <li>・適切な勤務体制等</li> <li>・人材育成の取組</li> </ul>	10	
	施設の管理その他に関する業務	施設の管理に関する業務等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設、設備及び物品の維持管理</li> <li>・施設の修繕</li> </ul>	20
その他管理運営に関する事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理及び災害対応</li> <li>・地球環境への配慮</li> <li>・個人情報の保護</li> <li>・感染拡大防止</li> </ul>		
書	収支計画		70	
合計			300	

※ 「法人(団体)としての事業遂行能力」を備えていることを、選定に当たっての条件とします。

## 7 得点の状況（審査委員5名の採点結果の合計）

審査項目		配点	応募団体の得点状況
			公益社団法人東京都障害者スポーツ協会グループ
事業計画書	提案課題1 管理運営の基本方針	100	60
	提案課題2 施設の提供、運営に関する業務	300	177
	提案課題3 スポーツの普及振興、利用者へのサービス向上等の事業に関する業務	500	294
	提案課題4 組織及び人材	50	30
	提案課題5 施設の維持管理その他管理運営に関する業務	100	59
	提案課題6 収支計画	350	134
	関係書類	100	80
合計		1,500	834

## 8 審査結果

指定管理者候補者

(応募団体) 公益社団法人東京都障害者スポーツ協会グループ	
代表団体	公益社団法人東京都障害者スポーツ協会
構成団体	株式会社東京スタジアム

## 9 選定理由

- ・障害者スポーツ施設について十分な指定管理の実績を有しており、利用者対応に係る豊富な経験やパラスポーツ競技団体等との連携を活用して、安定的で堅実な運営が期待できる。
- ・近接スポーツ施設や周辺施設と連携した一体的なイベントの開催や、近接施設と連携した来館者の誘導や施設の維持管理等、構成団体の強みを活かした提案がなされている。
- ・パラアスリートやチーム向けの講習会、障害者向けパラスポーツ教室、誰もが参加できるパラスポーツ体験会など、競技力向上だけでなく、障害者がスポーツに取り組む

きっかけづくりや障害のある人もない人も共に参加できる、多面的な事業の提案がなされている。

## 東京都体育施設（東京都パラスポーツトレーニングセンター） 指定管理者選定委員会（第一次審査）の概要

### 1 日 時

令和 4 年 9 月 2 日（金曜日） 16 時 55 分から 18 時 10 分まで

### 2 場 所

都庁第一本庁舎 19 階 19E 会議室

### 3 出席者

全委員出席

### 4 主な議事

#### （1）指定管理者募集の概要

事務局から、公募日程の進捗状況と応募団体数などについて説明した。

#### （2）今後の審査の進め方

事務局から、今後のスケジュールや審査内容などについて説明した。

#### （3）第一次審査

応募団体から提出された応募書類により、以下のとおり第一次審査を行った。

##### ア 財務状況調査の結果報告

公認会計士である守泉委員が、事前に財務状況などの経営基盤の調査を行い、応募団体が指定管理者としての事業遂行能力を持っていることを報告した。

##### イ 応募資格の確認結果の報告

事務局から、応募団体が募集要項で定める応募資格を満たしていること及び失格要件の該当がないことを報告した。

以上の報告を受け、応募団体が事業遂行能力を備えていることと、応募資格を満たしていることを確認し、第二次審査の対象とする旨を決定した。

#### （4）第二次審査に向けて

事務局から第二次審査の審査内容について説明するとともに、審査内容について、委員から専門的見地に基づく意見聴取を行った。

## 東京都体育施設（東京都パラスポーツトレーニングセンター） 指定管理者選定委員会（第二次審査）の概要

### 1 日 時

令和4年10月11日（金曜日）14時00分から16時10分まで

### 2 場 所

都庁第一本庁舎 18階 18A会議室

### 3 出席者

全委員出席

### 4 主な議事

#### （1）事前説明

事務局から審査の進め方について説明した。

#### （2）第二次審査

指定管理者候補者を選定するに当たり、第一次審査を通過した応募団体について、「選定基準」に基づき、提案書類（事業計画書）の審査及び応募団体のプレゼンテーションとそれに対する質疑応答を行い、各委員が採点を行った。

この採点結果に基づき、委員会として指定管理者候補者を選定した。

# 東京都体育施設指定管理者選定委員会

## 審査報告書

(東京体育館)

令和4年10月

東京体育館の指定管理者の選定に当たり、東京都体育施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は応募団体から提出された書類及びヒアリングにより審査を行った。

このたび、審査が終了したので、結果を報告する。

## 1 審査委員

委員長	小池和孝	東京都生活文化スポーツ局 スポーツ施設部長
委員	守泉誠	公認会計士
	木村和彦	早稲田大学スポーツ科学学術院教授
	水村真由美	お茶の水女子大学教授
	八重樫真由美	東京都生活文化スポーツ局 スポーツ総合推進部 事業調整担当課長

## 2 選定経過

事項	日程
募集要項の公表	令和4年6月27日（月曜日）
現地説明会の開催 （参加事業者数：9事業者）	令和4年7月12日（火曜日）
質問の受付 （質問数：18件）	令和4年7月26日（火曜日）から 8月1日（月曜日）まで
質問への回答	令和4年8月10日（水曜日）
応募書類の受付 （応募団体数：1団体）	令和4年8月22日（月曜日）から 同月25日（木曜日）まで
第一次審査 （審査の概要は別添1のとおり）	令和4年9月6日（火曜日）
第二次審査 （審査の概要は別添2のとおり）	令和4年9月12日（月曜日）

### 3 応募団体名、代表及び構成団体名

1	(応募団体) 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ	
	代表団体	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団
	構成団体	株式会社ティップネス 株式会社オーエンス

### 4 審査方法

選定委員会では、東京都が東京都体育施設条例（平成元年東京都条例第109号）第16条第2項及び東京都体育施設条例施行規則（平成19年東京都規則第76号）第13条の規定により定める基準に基づき、「東京体育館、駒沢オリンピック公園総合運動場、東京武道館、有明テニスの森公園テニス施設、若洲海浜公園ヨット訓練所、武蔵野の森総合スポーツプラザ、海の森水上競技場、カヌー・スラロームセンター、東京アクアティクスセンター、東京都パラスポーツトレーニングセンター指定管理者募集要項」（以下「募集要項」という。）に定められた「審査項目及び配点」に従い、応募団体から提出された書類を審査した。

財務状況については、応募団体から提出された財務関係書類等により調査を行った。提案書類（事業計画書）の審査に当たっては、応募団体へのヒアリングを実施した。各委員による審査項目ごとの点数の合計を応募団体の得点とした。

### 5 選定基準

東京都が東京都体育施設条例第16条第2項及び東京都体育施設条例施行規則第13条の規定により定める以下の基準に基づき、最も適切に施設の管理運営を行うことができると認める者を指定管理者候補者として選定した。

(1) 次に掲げる業務について、相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。

ア 体育・スポーツ及びレクリエーションの活動のための施設を提供すること。

イ 体育・スポーツ及びレクリエーションについて調査研究し、並びに相談に応ずること。

ウ 体育・スポーツ及びレクリエーションに関する資料の収集、整理並びに一般の利用に供すること。

エ 体育施設を利用しての体育・スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及を行うこと。

オ スポーツの適性、健康及び体力相談に関すること。

カ 上記アからオまでのほか、目的を達成するために必要な事業

キ 施設、附属設備及び物品の維持管理及び修繕（知事が指定する修繕等を除く。）に関する業務

ク 上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務

- (2) 安定的な経営基盤を有していること。
- (3) 体育施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。
- (4) 利用者のサービス向上を図ることができること。
- (5) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営ができること。
- (6) 体育施設又はこれに類する施設における良好な管理運営の実績を有すること。
- (7) 体育施設の管理運営に係る技術及び能力の指導育成体制が整備されていること。
- (8) 東京都のスポーツ振興施策にのっとり、東京都と密接に連携して管理運営を行うことができること。
- (9) その他体育施設の適正な管理運営を行うために知事が定める基準を満たすことができること。

## 6 審査項目及び配点

募集要項に定められた下記の審査項目及び配点により、採点を行った。

審査項目			配点	
関係書類	法人（団体）としての事業遂行能力※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営方針・経営状況</li> <li>・体育施設等の管理運営実績</li> </ul>	20	
事業計画書	管理運営の基本方針		20	
	施設の提供等に関する業務	施設の提供に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設提供の実施方針</li> <li>・休館日及び開場時間</li> <li>・利用の調整</li> <li>・利用料金</li> </ul>	60
		施設の運営に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プール運営業務</li> <li>・トレーニングルーム運営業務</li> <li>・健康体力相談業務</li> </ul>	
		施設内サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付案内</li> <li>・苦情・要望等に対する対応等</li> </ul>	
	事業に関する業務	施設の事業に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ振興事業</li> <li>・スポーツの日記念事業</li> <li>・自主事業</li> <li>・周辺連携事業</li> <li>・利用者に対するサービス提供事業</li> </ul>	100
		施設の事業を支える仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報</li> <li>・業務の品質管理</li> </ul>	
		都立スポーツ施設等のネットワークを生かした取組		
	組織及び人材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的かつ効率的な執行体制の確保</li> <li>・明確な責任体制の構築</li> <li>・適切な勤務体制等</li> <li>・人材育成の取組</li> </ul>		10
	施設の管理その他に関する業務	施設の管理に関する業務等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設、設備及び物品の維持管理</li> <li>・施設の修繕</li> </ul>	20
		その他管理運営に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理及び災害対応</li> <li>・地球環境への配慮</li> <li>・個人情報の保護</li> <li>・感染拡大防止</li> </ul>	
収支計画			70	
合計			300	

※ 「法人（団体）としての事業遂行能力」を備えていることを、選定に当たっての条件とします。

## 7 得点の状況（審査委員5名の採点結果の合計）

審査項目		配点	応募団体の得点状況
			公益財団法人東京都 スポーツ文化事業団 グループ
事業計画書	提案課題1 管理運営の基本方針	100	76
	提案課題2 施設の提供、運営に関する業務	300	200
	提案課題3 スポーツの普及振興、利用者へのサービス向上等の事業に関する業務	500	337
	提案課題4 組織及び人材	50	34
	提案課題5 施設の維持管理その他管理運営に関する業務	100	68
	提案課題6 収支計画	350	234
関係書類		100	70
合計		1,500	1,019

## 8 審査結果

東京体育館 指定管理者候補者

(応募団体) 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ	
代表団体	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団
構成団体	株式会社ティップネス 株式会社オーエンス

## 9 選定理由

- ・大規模スポーツ施設の運営や事業に係る専門的ノウハウを有しており、施設の計画的な改修等、各構成団体の強みを活かした安定的で堅実な管理運営が期待できる。
- ・専門チームによる国際級のスポーツイベントの積極的誘致や、トレーニンググループと健康体力相談室とで連携したトレーニングメニューの提供等、施設の特徴を活かした具体的な提案が評価できる。
- ・近隣スポーツ施設との連携による一体的なスポーツイベントの開催や、近隣団体や地域と連携したスポーツと文化の融合イベントの開催等、魅力的で優れた提案

が評価できる。

## 東京都体育施設（東京体育館） 指定管理者選定委員会（第一次審査）の概要

### 1 日 時

令和4年9月6日（火曜日） 9時00分から10時40分まで

### 2 場 所

東京都庁第一本庁舎14階14D会議室

### 3 出席者

全委員出席

### 4 主な議事

#### （1）指定管理者募集の概要

事務局から、公募日程の進捗状況と応募団体数などについて説明した。

#### （2）今後の審査の進め方

事務局から、今後のスケジュールや審査内容などについて説明した。

#### （3）第一次審査

応募団体から提出された応募書類により、以下のとおり第一次審査を行った。

##### ア 財務状況調査の結果報告

公認会計士である守泉委員が、事前に財務状況などの経営基盤の調査を行い、応募団体が指定管理者としての事業遂行能力を持っていることを報告した。

##### イ 応募資格の確認結果の報告

事務局から、応募団体が募集要項で定める応募資格を満たしていること及び失格要件の該当がないことを報告した。

以上の報告を受け、応募団体が事業遂行能力を備えていることと、応募資格を満たしていることを確認し、第二次審査の対象とする旨を決定した。

#### （4）第二次審査に向けて

事務局から第二次審査の審査内容について説明するとともに、審査内容について、委員から専門的見地に基づく意見聴取を行った。

東京都体育施設（東京体育館）  
指定管理者選定委員会（第二次審査）の概要

1 日 時

令和4年9月12日（月曜日）9時00分から11時20分まで

2 場 所

東京都庁第一本庁舎19階19E会議室

3 出席者

全委員出席

4 主な議事

（1）事前説明

事務局から審査の進め方について説明した。

（2）第二次審査

指定管理者候補者を選定するに当たり、第一次審査を通過した応募団体について、「選定基準」に基づき、提案書類（事業計画書）の審査及び応募団体のプレゼンテーションとそれに対する質疑応答を行い、各委員が採点を行った。

この採点結果に基づき、委員会として指定管理者候補者を選定した。

# 東京都体育施設指定管理者選定委員会

## 審査報告書

(駒沢オリンピック公園総合運動場)

令和4年10月

駒沢オリンピック公園総合運動場の指定管理者の選定に当たり、東京都体育施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は応募団体から提出された書類及びヒアリングにより審査を行った。

このたび、審査が終了したので、結果を報告する。

## 1 審査委員

委員長	小池和孝	東京都生活文化スポーツ局 スポーツ施設部長
委員	守泉誠	公認会計士
	木村和彦	早稲田大学スポーツ科学学術院教授
	水村真由美	お茶の水女子大学教授
	八重樫真由美	東京都生活文化スポーツ局 スポーツ総合推進部 事業調整担当課長

## 2 選定経過

事項	日程
募集要項の公表	令和4年6月27日（月曜日）
現地説明会の開催 （参加事業者数：6事業者）	令和4年7月19日（火曜日）
質問の受付 （質問数：20件）	令和4年7月26日（火曜日）から 8月1日（月曜日）まで
質問への回答	令和4年8月10日（水曜日）
応募書類の受付 （応募団体数：1団体）	令和4年8月22日（月曜日）から 同月25日（木曜日）まで
第一次審査 （審査の概要は別添1のとおり）	令和4年9月6日（火曜日）
第二次審査 （審査の概要は別添2のとおり）	令和4年10月3日（月曜日）

### 3 応募団体名、代表及び構成団体名

1	(応募団体) 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ	
	代表団体	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団
	構成団体	株式会社オーエンス 一般社団法人東京都レクリエーション協会

### 4 審査方法

選定委員会では、東京都が東京都体育施設条例（平成元年東京都条例第109号）第16条第2項及び東京都体育施設条例施行規則（平成19年東京都規則第76号）第13条の規定により定める基準に基づき、「東京体育館、駒沢オリンピック公園総合運動場、東京武道館、有明テニスの森公園テニス施設、若洲海浜公園ヨット訓練所、武蔵野の森総合スポーツプラザ、海の森水上競技場、カヌー・スラロームセンター、東京アクアティクスセンター、東京都パラスポーツトレーニングセンター指定管理者募集要項」（以下「募集要項」という。）に定められた「審査項目及び配点」に従い、応募団体から提出された書類を審査した。

財務状況については、応募団体から提出された財務関係書類等により調査を行った。

提案書類（事業計画書）の審査に当たっては、応募団体へのヒアリングを実施した。各委員による審査項目ごとの点数の合計を応募団体の得点とした。

### 5 選定基準

東京都が東京都体育施設条例第16条第2項及び東京都体育施設条例施行規則第13条の規定により定める以下の基準に基づき、最も適切に施設の管理運営を行うことができると認める者を指定管理者候補者として選定した。

(1) 次に掲げる業務について、相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。

ア 体育・スポーツ及びレクリエーションの活動のための施設を提供すること。

イ 体育・スポーツ及びレクリエーションについて調査研究し、並びに相談に応ずること。

ウ 体育・スポーツ及びレクリエーションに関する資料の収集、整理並びに一般の利用に供すること。

エ 体育施設を利用しての体育・スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及を行うこと。

オ スポーツの適性、健康及び体力相談に関すること。

カ 上記アからオまでのほか、目的を達成するために必要な事業

キ 施設、附属設備及び物品の維持管理及び修繕（知事が指定する修繕等を除く。）に関する業務

ク 上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務

- (2) 安定的な経営基盤を有していること。
- (3) 体育施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。
- (4) 利用者のサービス向上を図ることができること。
- (5) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営ができること。
- (6) 体育施設又はこれに類する施設における良好な管理運営の実績を有すること。
- (7) 体育施設の管理運営に係る技術及び能力の指導育成体制が整備されていること。
- (8) 東京都のスポーツ振興施策にのっとり、東京都と密接に連携して管理運営を行うことができること。
- (9) その他体育施設の適正な管理運営を行うために知事が定める基準を満たすことができること。

## 6 審査項目及び配点

募集要項に定められた下記の審査項目及び配点により、採点を行った。

審査項目			配点	
関係書類	法人（団体）としての事業遂行能力※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営方針・経営状況</li> <li>・体育施設等の管理運営実績</li> </ul>	20	
事業	管理運営の基本方針		20	
	施設の提供等に関する業務	施設の提供に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設提供の実施方針</li> <li>・休館日及び開場時間</li> <li>・利用の調整</li> <li>・利用料金</li> </ul>	60
施設の運営に関する業務		<ul style="list-style-type: none"> <li>・トレーニングルーム運営業務</li> <li>・東京オリンピックメモリアルギャラリー運営業務</li> </ul>		
施設内サービス		<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付案内</li> <li>・苦情・要望等に対する対応等</li> <li>・駒沢オリンピック公園との連携協力</li> </ul>		
計画	事業に関する業務	施設の事業に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ振興事業</li> <li>・スポーツの日記念事業</li> <li>・自主事業</li> <li>・周辺連携事業</li> <li>・利用者に対するサービス提供事業</li> </ul>	100
		施設の事業を支える仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報</li> <li>・業務の品質管理</li> </ul>	
		都立スポーツ施設等のネットワークを生かした取組		
画面	組織及び人材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的かつ効率的な執行体制の確保</li> <li>・明確な責任体制の構築</li> <li>・適切な勤務体制等</li> <li>・人材育成の取組</li> </ul>	10	
	施設の管理その他に関する業務	施設の管理に関する業務等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設、設備及び物品の維持管理</li> <li>・施設の修繕</li> </ul>	20
その他管理運営に関する事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理及び災害対応</li> <li>・地球環境への配慮</li> <li>・個人情報の保護</li> <li>・感染拡大防止</li> </ul>		
書	収支計画		70	
合計			300	

※ 「法人（団体）としての事業遂行能力」を備えていることを、選定に当たっての条件とします。

## 7 得点の状況（審査委員5名の採点結果の合計）

審査項目		配点	応募団体の得点状況
			公益財団法人東京都 スポーツ文化事業団 グループ
事業計画書	提案課題1 管理運営の基本方針	100	68
	提案課題2 施設の提供、運営に関する業務	300	198
	提案課題3 スポーツの普及振興、利用者へのサービス向上等の事業に関する業務	500	350
	提案課題4 組織及び人材	50	32
	提案課題5 施設の維持管理その他管理運営に関する業務	100	67
	提案課題6 収支計画	350	218
関係書類		100	80
合計		1,500	1,013

## 8 審査結果

駒沢オリンピック公園総合運動場 指定管理者候補者

(応募団体) 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ	
代表団体	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団
構成団体	株式会社オーエンス 一般社団法人東京都レクリエーション協会

## 9 選定理由

- ・多様なスポーツ施設の運営に係る専門的知見や経験を活かし、各構成団体や公園管理者と連携して効果的かつ効率的な管理運営が期待できる。
- ・1964 オリンピック大会や東京 2020 大会に係る収蔵品や資料の展示・貸出等、両大会のレガシーを活かした具体的な提案が評価できる。
- ・公園管理者と連携したアーバンスポーツの普及・振興に係る事業や公園イベントとのタイアップ、地域施設との連携によるイベントの開催等、施設の特性や立地を活かした、多様な事業展開が期待できる。

## 東京都体育施設（駒沢オリンピック公園総合運動場） 指定管理者選定委員会（第一次審査）の概要

### 1 日 時

令和4年9月6日（火曜日） 11時05分から12時25分まで

### 2 場 所

東京都庁第一本庁舎14階14D会議室

### 3 出席者

全委員出席

### 4 主な議事

#### （1）指定管理者募集の概要

事務局から、公募日程の進捗状況と応募団体数などについて説明した。

#### （2）今後の審査の進め方

事務局から、今後のスケジュールや審査内容などについて説明した。

#### （3）第一次審査

応募団体から提出された応募書類により、以下のとおり第一次審査を行った。

##### ア 財務状況調査の結果報告

公認会計士である守泉委員が、事前に財務状況などの経営基盤の調査を行い、応募団体が指定管理者としての事業遂行能力を持っていることを報告した。

##### イ 応募資格の確認結果の報告

事務局から、応募団体が募集要項で定める応募資格を満たしていること及び失格要件の該当がないことを報告した。

以上の報告を受け、応募団体が事業遂行能力を備えていることと、応募資格を満たしていることを確認し、第二次審査の対象とする旨を決定した。

#### （4）第二次審査に向けて

事務局から第二次審査の審査内容について説明するとともに、審査内容について、委員から専門的見地に基づく意見聴取を行った。

東京都体育施設（駒沢オリンピック公園総合運動場）  
指定管理者選定委員会（第二次審査）の概要

1 日 時

令和4年10月3日（月曜日）9時00分から11時30分まで

2 場 所

東京都庁第一本庁舎 15階 15F 会議室

3 出席者

全委員出席

4 主な議事

（1）事前説明

事務局から審査の進め方について説明した。

（2）第二次審査

指定管理者候補者を選定するに当たり、第一次審査を通過した応募団体について、「選定基準」に基づき、提案書類（事業計画書）の審査及び応募団体のプレゼンテーションとそれに対する質疑応答を行い、各委員が採点を行った。この採点結果に基づき、委員会として指定管理者候補者を選定した。

# 東京都体育施設指定管理者選定委員会

## 審査報告書

(東京武道館)

令和4年10月

東京武道館の指定管理者の選定に当たり、東京都体育施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は応募団体から提出された書類及びヒアリングにより審査を行った。

このたび、審査が終了したので、結果を報告する。

## 1 審査委員

委員長	小池和孝	東京都生活文化スポーツ局 スポーツ施設部長
委員	守泉誠	公認会計士
	木村和彦	早稲田大学スポーツ科学学術院教授
	水村真由美	お茶の水女子大学教授
	長野章子	東京都生活文化スポーツ局 スポーツ総合推進部 国際連携担当課長

## 2 選定経過

事項	日程
募集要項の公表	令和4年6月27日（月曜日）
現地説明会の開催 （参加事業者数：8事業者）	令和4年7月19日（火曜日）
質問の受付 （質問数：21件）	令和4年7月26日（火曜日）から 8月1日（月曜日）まで
質問への回答	令和4年8月10日（水曜日）
応募書類の受付 （応募団体数：1団体）	令和4年8月22日（月曜日）から 同月25日（木曜日）まで
第一次審査 （審査の概要は別添1のとおり）	令和4年9月7日（水曜日）
第二次審査 （審査の概要は別添2のとおり）	令和4年10月7日（金曜日）

### 3 応募団体名、代表及び構成団体名

(応募団体) 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ	
代表団体	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団
構成団体	株式会社ティップネス 株式会社東洋実業

### 4 審査方法

選定委員会では、東京都が東京都体育施設条例（平成元年東京都条例第109号）第16条第2項及び東京都体育施設条例施行規則（平成19年東京都規則第76号）第13条の規定により定める基準に基づき、「東京体育館、駒沢オリンピック公園総合運動場、東京武道館、有明テニスの森公園テニス施設、若洲海浜公園ヨット訓練所、武蔵野の森総合スポーツプラザ、海の森水上競技場、カヌー・スラロームセンター、東京アクアティクスセンター、東京都パラスポーツトレーニングセンター指定管理者募集要項」（以下「募集要項」という。）に定められた「審査項目及び配点」に従い、応募団体から提出された書類を審査した。

財務状況については、応募団体から提出された財務関係書類等により調査を行った。

提案書類（事業計画書）の審査に当たっては、応募団体へのヒアリングを実施した。各委員による審査項目ごとの点数の合計を応募団体の得点とした。

### 5 選定基準

東京都が東京都体育施設条例第16条第2項及び東京都体育施設条例施行規則第13条の規定により定める以下の基準に基づき、最も適切に施設の管理運営を行うことができる者と認める者を指定管理者候補者として選定した。

(1) 次に掲げる業務について、相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。

ア 体育・スポーツ及びレクリエーションの活動のための施設を提供すること。

イ 体育・スポーツ及びレクリエーションについて調査研究し、並びに相談に応ずること。

ウ 体育・スポーツ及びレクリエーションに関する資料の収集、整理並びに一般の利用に供すること。

エ 体育施設を利用しての体育・スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及を行うこと。

オ スポーツの適性、健康及び体力相談に関すること。

カ 上記アからオまでのほか、目的を達成するために必要な事業

キ 施設、附属設備及び物品の維持管理及び修繕（知事が指定する修繕等を除く。）に関する業務

ク 上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務

- (2) 安定的な経営基盤を有していること。
- (3) 体育施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。
- (4) 利用者のサービス向上を図ることができること。
- (5) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営ができること。
- (6) 体育施設又はこれに類する施設における良好な管理運営の実績を有すること。
- (7) 体育施設の管理運営に係る技術及び能力の指導育成体制が整備されていること。
- (8) 東京都のスポーツ振興施策にのっとり、東京都と密接に連携して管理運営を行うことができること。
- (9) その他体育施設の適正な管理運営を行うために知事が定める基準を満たすことができること。

## 6 審査項目及び配点

募集要項に定められた下記の審査項目及び配点により、採点を行った。

審査項目			配点	
関係書類	法人（団体）としての事業遂行能力 ※	・経営方針・経営状況 ・体育施設等の管理運営実績	20	
事業	管理運営の基本方針		20	
	施設の提供等に関する業務	施設の提供に関する業務	・施設提供の実施方針 ・休館日及び開場時間 ・利用の調整 ・利用料金	60
		施設の運営に関する業務	・トレーニングルーム運営業務 ・武道相談	
施設内サービス		・受付案内 ・苦情・要望等に対する対応等		
計画	事業に関する業務	施設の事業に関する業務	・スポーツ振興事業 ・スポーツの日記念事業 ・自主事業 ・周辺連携事業 ・利用者に対するサービス提供事業	100
		施設の事業を支える仕組み	・広報 ・業務の品質管理	
		都立スポーツ施設等のネットワークを生かした取組		
画面	組織及び人材	・効果的かつ効率的な執行体制の確保 ・明確な責任体制の構築 ・適切な勤務体制等 ・人材育成の取組	10	
	施設の管理その他に関する業務	施設の管理に関する業務等	・施設、設備及び物品の維持管理 ・施設の修繕	20
その他管理運営に関する事項		・危機管理及び災害対応 ・地球環境への配慮 ・個人情報の保護 ・感染拡大防止		
書	収支計画		70	
合計			300	

※ 「法人（団体）としての事業遂行能力」を備えていることを、選定に当たっての条件とします。

## 7 得点の状況（審査委員5名の採点結果の合計）

審査項目		配点	応募団体の得点状況
			公益財団法人東京都 スポーツ文化事業団 グループ
事業計画書	提案課題1 管理運営の基本方針	100	72
	提案課題2 施設の提供、運営に関する業務	300	202
	提案課題3 スポーツの普及振興、利用者へのサービス向上等の事業に関する業務	500	349
	提案課題4 組織及び人材	50	34
	提案課題5 施設の維持管理その他管理運営に関する業務	100	66
	提案課題6 収支計画	350	234
関係書類		100	70
合計		1,500	1,027

## 8 審査結果

東京武道館 指定管理者候補者

(応募団体) 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ	
代表団体	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団
構成団体	株式会社ティップネス 株式会社東洋実業

## 9 選定理由

- ・ 武道を含めた様々なスポーツ事業やスポーツ施設の管理に係る専門的ノウハウを有しており、施設の特性を熟知した効果的かつ効率的な管理運営が期待できる。
- ・ スポーツチャンバラや障害の有無に関わらず参加可能な武道プログラムの実施等、幅広い層への武道の振興を行う積極的で優れた提案が評価できる。
- ・ 茶室を活用した武道と文化との融合プログラムやダンス等フィットネスプログラムの実施、高速通信規格の整備によるイベント開催など、付加価値の高い多様な事業展開が期待できる。

## 東京都体育施設（東京武道館） 指定管理者選定委員会（第一次審査）の概要

### 1 日 時

令和4年9月7日（火曜日） 9時00分から11時00分まで

### 2 場 所

東京都庁第一本庁舎14階14D会議室

### 3 出席者

全委員出席

### 4 主な議事

#### （1）指定管理者募集の概要

事務局から、公募日程の進捗状況と応募団体数などについて説明した。

#### （2）今後の審査の進め方

事務局から、今後のスケジュールや審査内容などについて説明した。

#### （3）第一次審査

応募団体から提出された応募書類により、以下のとおり第一次審査を行った。

##### ア 財務状況調査の結果報告

公認会計士である守泉委員が、事前に財務状況などの経営基盤の調査を行い、応募団体が指定管理者としての事業遂行能力を持っていることを報告した。

##### イ 応募資格の確認結果の報告

事務局から、応募団体が募集要項で定める応募資格を満たしていること及び失格要件の該当がないことを報告した。

以上の報告を受け、応募団体が事業遂行能力を備えていることと、応募資格を満たしていることを確認し、第二次審査の対象とする旨を決定した。

#### （4）第二次審査に向けて

事務局から第二次審査の審査内容について説明するとともに、審査内容について、委員から専門的見地に基づく意見聴取を行った。

東京都体育施設（東京武道館）  
指定管理者選定委員会（第二次審査）の概要

1 日 時

令和4年10月7日（金曜日）14時00分から16時30分まで

2 場 所

東京都庁第一本庁舎19階19E会議室

3 出席者

全委員出席

4 主な議事

（1）事前説明

事務局から審査の進め方について説明した。

（2）第二次審査

指定管理者候補者を選定するに当たり、第一次審査を通過した応募団体について、「選定基準」に基づき、提案書類（事業計画書）の審査及び応募団体のプレゼンテーションとそれに対する質疑応答を行い、各委員が採点を行った。この採点結果に基づき、委員会として指定管理者候補者を選定した。

# 東京都体育施設指定管理者選定委員会

## 審査報告書

(有明テニスの森公園テニス施設)

令和4年10月

有明テニスの森公園テニス施設の指定管理者の選定に当たり、東京都体育施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は応募団体から提出された書類及びヒアリングにより審査を行った。

このたび、審査が終了したので、結果を報告する。

## 1 審査委員

委員長	小池和孝	東京都生活文化スポーツ局 スポーツ施設部長
委員	守泉誠	公認会計士
	上代圭子	東京国際大学准教授
	野川春夫	武庫川女子大学 学術顧問
	稲垣敦子	東京都生活文化スポーツ局 スポーツ総合推進部 企画調整担当部長

## 2 選定経過

事項	日程
募集要項の公表	令和4年6月27日（月曜日）
現地説明会の開催 （参加事業者数：5事業者）	令和4年7月15日（金曜日）
質問の受付 （質問数：2件）	令和4年7月26日（火曜日）から 8月1日（月曜日）まで
質問への回答	令和4年8月10日（水曜日）
応募書類の受付 （応募団体数：1団体）	令和4年8月22日（月曜日）から 同月25日（木曜日）まで
第一次審査 （審査の概要は別添1のとおり）	令和4年9月1日（木曜日）
第二次審査 （審査の概要は別添2のとおり）	令和4年9月6日（火曜日）

### 3 応募団体名、代表及び構成団体名

1	(応募団体) 有明テニス・マネージメントチーム	
	代表団体	東京港埠頭株式会社
	構成団体	公益社団法人日本テニス事業協会

### 4 審査方法

選定委員会では、東京都が東京都体育施設条例（平成元年東京都条例第109号）第16条第2項及び東京都体育施設条例施行規則（平成19年東京都規則第76号）第13条の規定により定める基準に基づき、「東京体育館、駒沢オリンピック公園総合運動場、東京武道館、有明テニスの森公園テニス施設、若洲海浜公園ヨット訓練所、武蔵野の森総合スポーツプラザ、海の森水上競技場、カヌー・スラロームセンター、東京アクアティクスセンター、東京都パラスポーツトレーニングセンター指定管理者募集要項」（以下「募集要項」という。）に定められた「審査項目及び配点」に従い、応募団体から提出された書類を審査した。

財務状況については、応募団体から提出された財務関係書類等により調査を行った。提案書類（事業計画書）の審査に当たっては、応募団体へのヒアリングを実施した。各委員による審査項目ごとの点数の合計を応募団体の得点とした。

### 5 選定基準

東京都が東京都体育施設条例第16条第2項及び東京都体育施設条例施行規則第13条の規定により定める以下の基準に基づき、最も適切に施設の管理運営を行うことができると認める者を指定管理者候補者として選定した。

(1) 次に掲げる業務について、相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。

ア 体育・スポーツ及びレクリエーションの活動のための施設を提供すること。

イ 体育・スポーツ及びレクリエーションについて調査研究し、並びに相談に応ずること。

ウ 体育・スポーツ及びレクリエーションに関する資料の収集、整理並びに一般の利用に供すること。

エ 体育施設を利用しての体育・スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及を行うこと。

オ スポーツの適性、健康及び体力相談に関すること。

カ 上記アからオまでのほか、目的を達成するために必要な事業

キ 施設、附属設備及び物品の維持管理及び修繕（知事が指定する修繕等を除く。）に関する業務

ク 上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務

- (2) 安定的な経営基盤を有していること。
- (3) 体育施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。
- (4) 利用者のサービス向上を図ることができること。
- (5) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営ができること。
- (6) 体育施設又はこれに類する施設における良好な管理運営の実績を有すること。
- (7) 体育施設の管理運営に係る技術及び能力の指導育成体制が整備されていること。
- (8) 東京都のスポーツ振興施策にのっとり、東京都と密接に連携して管理運営を行うことができること。
- (9) その他体育施設の適正な管理運営を行うために知事が定める基準を満たすことができること。

## 6 審査項目及び配点

募集要項に定められた下記の審査項目及び配点により、採点を行った。

審査項目			配点	
関係書類	法人（団体）としての事業遂行能力※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営方針・経営状況</li> <li>・体育施設等の管理運営実績</li> </ul>	20	
事業計画書	管理運営の基本方針		20	
	施設の提供等に関する業務	施設の提供に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設提供の実施方針</li> <li>・休館日及び開場時間</li> <li>・利用の調整</li> <li>・利用料金</li> </ul>	60
		施設内サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付案内</li> <li>・苦情・要望等に対する対応等</li> </ul>	
	事業に関する業務	施設の事業に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ振興事業</li> <li>・スポーツの日記念事業</li> <li>・自主事業</li> <li>・周辺連携事業</li> <li>・利用者に対するサービス提供事業</li> </ul>	100
		施設の事業を支える仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報</li> <li>・業務の品質管理</li> </ul>	
		都立スポーツ施設等のネットワークを生かした取組		
	組織及び人材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的かつ効率的な執行体制の確保</li> <li>・明確な責任体制の構築</li> <li>・適切な勤務体制等</li> <li>・人材育成の取組</li> </ul>	10	
	施設の管理その他の業務	施設の管理に関する業務等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設、設備及び物品の維持管理</li> <li>・施設の修繕</li> </ul>	20
		その他管理運営に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理及び災害対応</li> <li>・地球環境への配慮</li> <li>・個人情報の保護</li> <li>・感染拡大防止</li> </ul>	
	収支計画			70
合計			300	

※ 「法人（団体）としての事業遂行能力」を備えていることを、選定に当たっての条件とします。

## 7 得点の状況（審査委員5名の採点結果の合計）

審査項目		配点	応募団体の得点状況
			有明テニス・マネージメントチーム
事業計画書	提案課題1 管理運営の基本方針	100	72
	提案課題2 施設の提供、運営に関する業務	300	203
	提案課題3 スポーツの普及振興、利用者へのサービス向上等の事業に関する業務	500	310
	提案課題4 組織及び人材	50	32
	提案課題5 施設の維持管理その他管理運営に関する業務	100	60
	提案課題6 収支計画	350	232
	関係書類	100	90
合計		1,500	999

## 8 審査結果

有明テニスの森公園テニス施設 指定管理者候補者

(応募団体) 有明テニス・マネージメントチーム	
代表団体	東京港埠頭株式会社
構成団体	公益社団法人日本テニス事業協会

## 9 選定理由

- ・テニス施設の管理について専門的な知見や経験を有しており、競技団体との綿密な連携により、安定的で堅実な管理運営が期待できる。
- ・テニスの国際大会・国内大会だけでなく、他のスポーツ大会やイベント利用等、多目的な利用の促進により、収益増に寄与する提案がなされている。
- ・3人制テニス等参加型テニスイベントの開催やテニスミュージアムの開設、競技用車いすの貸出しなど、テニス・車いすテニスの普及促進や利便性の向上へ積極的に取り組む新たな提案が評価できる。

## 東京都体育施設（有明テニスの森公園テニス施設） 指定管理者選定委員会（第一次審査）の概要

### 1 日 時

令和4年9月1日（木曜日） 16時00分から18時00分まで

### 2 場 所

東京都庁第一本庁舎 19階 19E会議室

### 3 出席者

全委員出席

### 4 主な議事

#### （1）指定管理者募集の概要

事務局から、公募日程の進捗状況と応募団体数などについて説明した。

#### （2）今後の審査の進め方

事務局から、今後のスケジュールや審査内容などについて説明した。

#### （3）第一次審査

応募団体から提出された応募書類により、以下のとおり第一次審査を行った。

##### ア 財務状況調査の結果報告

公認会計士である守泉委員が、事前に財務状況などの経営基盤の調査を行い、応募団体が指定管理者としての事業遂行能力を持っていることを報告した。

##### イ 応募資格の確認結果の報告

事務局から、応募団体が募集要項で定める応募資格を満たしていること及び失格要件の該当がないことを報告した。

以上の報告を受け、応募団体が事業遂行能力を備えていることと、応募資格を満たしていることを確認し、第二次審査の対象とする旨を決定した。

#### （4）第二次審査に向けて

事務局から第二次審査の審査内容について説明するとともに、審査内容について、委員から専門的見地に基づく意見聴取を行った。

東京都体育施設（有明テニスの森公園テニス施設）  
指定管理者選定委員会（第二次審査）の概要

1 日 時

令和4年9月6日（火曜日）13時15分から15時40分まで

2 場 所

東京都庁第一本庁舎 14階 14D会議室

3 出席者

全委員出席

4 主な議事

（1）事前説明

事務局から審査の進め方について説明した。

（2）第二次審査

指定管理者候補者を選定するに当たり、第一次審査を通過した応募団体について、「選定基準」に基づき、提案書類（事業計画書）の審査及び応募団体のプレゼンテーションとそれに対する質疑応答を行い、各委員が採点を行った。

この採点結果に基づき、委員会として指定管理者候補者を選定した。

# 東京都体育施設指定管理者選定委員会

## 審査報告書

(若洲海浜公園ヨット訓練所)

令和4年10月

若洲海浜公園ヨット訓練所の指定管理者の選定に当たり、東京都体育施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は応募団体から提出された書類及びヒアリングにより審査を行った。

このたび、審査が終了したので、結果を報告する。

## 1 審査委員

委員長	小池和孝	東京都生活文化スポーツ局 スポーツ施設部長
委員	守泉誠	公認会計士
	上代圭子	東京国際大学准教授
	野川春夫	武庫川女子大学 学術顧問
	上山亜紀子	東京都生活文化スポーツ局 スポーツ総合推進部 パラスポーツ課長

## 2 選定経過

事項	日程
募集要項の公表	令和4年6月27日（月曜日）
現地説明会の開催 （参加事業者数：2事業者）	令和4年7月22日（金曜日）
質問の受付 （質問数：6件）	令和4年7月26日（火曜日）から 8月1日（月曜日）まで
質問への回答	令和4年8月10日（水曜日）
応募書類の受付 （応募団体数：1団体）	令和4年8月22日（月曜日）から 同月25日（木曜日）まで
第一次審査 （審査の概要は別添1のとおり）	令和4年9月1日（木曜日）
第二次審査 （審査の概要は別添2のとおり）	令和4年9月6日（火曜日）

### 3 応募団体名、代表及び構成団体名

1	(応募団体) 若洲シーサイドパークグループ	
	代表団体	東京港埠頭株式会社
	構成団体	特定非営利活動法人マリンプレイス東京

### 4 審査方法

選定委員会では、東京都が東京都体育施設条例（平成元年東京都条例第 109 号）第 16 条第 2 項及び東京都体育施設条例施行規則（平成 19 年東京都規則第 76 号）第 13 条の規定により定める基準に基づき、「東京体育館、駒沢オリンピック公園総合運動場、東京武道館、有明テニスの森公園テニス施設、若洲海浜公園ヨット訓練所、武蔵野の森総合スポーツプラザ、海の森水上競技場、カヌー・スラロームセンター、東京アクアティクスセンター、東京都パラスポーツトレーニングセンター指定管理者募集要項」（以下「募集要項」という。）に定められた「審査項目及び配点」に従い、応募団体から提出された書類を審査した。

財務状況については、応募団体から提出された財務関係書類等により調査を行った。提案書類（事業計画書）の審査に当たっては、応募団体へのヒアリングを実施した。各委員による審査項目ごとの点数の合計を応募団体の得点とした。

### 5 選定基準

東京都が東京都体育施設条例第 16 条第 2 項及び東京都体育施設条例施行規則第 13 条の規定により定める以下の基準に基づき、最も適切に施設の管理運営を行うことができると認める者を指定管理者候補者として選定した。

(1) 次に掲げる業務について、相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。

ア 体育・スポーツ及びレクリエーションの活動のための施設を提供すること。

イ 体育・スポーツ及びレクリエーションについて調査研究し、並びに相談に応ずること。

ウ 体育・スポーツ及びレクリエーションに関する資料の収集、整理並びに一般の利用に供すること。

エ 体育施設を利用しての体育・スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及を行うこと。

オ スポーツの適性、健康及び体力相談に関すること。

カ 上記アからオまでのほか、目的を達成するために必要な事業

キ 施設、附属設備及び物品の維持管理及び修繕（知事が指定する修繕等を除く。）に関する業務

ク 上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務

- (2) 安定的な経営基盤を有していること。
- (3) 体育施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。
- (4) 利用者のサービス向上を図ることができること。
- (5) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営ができること。
- (6) 体育施設又はこれに類する施設における良好な管理運営の実績を有すること。
- (7) 体育施設の管理運営に係る技術及び能力の指導育成体制が整備されていること。
- (8) 東京都のスポーツ振興施策にのっとり、東京都と密接に連携して管理運営を行うことができること。
- (9) その他体育施設の適正な管理運営を行うために知事が定める基準を満たすことができること。

## 6 審査項目及び配点

募集要項に定められた下記の審査項目及び配点により、採点を行った。

審査項目			配点	
関係書類	法人（団体）としての事業遂行能力※	・経営方針・経営状況 ・体育施設等の管理運営実績	20	
事業計画書	管理運営の基本方針		20	
	施設の提供等に関する業務	施設の提供に関する業務	・施設提供の実施方針 ・休館日及び開場時間 ・利用料金	60
		施設内サービス	・受付案内 ・苦情・要望等に対する対応等	
	事業に関する業務	施設の事業に関する業務	・スポーツ振興事業 ・スポーツの日記念事業 ・自主事業 ・周辺連携事業 ・利用者に対するサービス提供事業	100
		施設の事業を支える仕組み	・広報 ・業務の品質管理	
		都立スポーツ施設等のネットワークを生かした取組		
	組織及び人材	・効果的かつ効率的な執行体制の確保 ・明確な責任体制の構築 ・適切な勤務体制等 ・人材育成の取組		10
	施設の管理その他に関する業務	施設の管理に関する業務等	・施設、設備及び物品の維持管理 ・施設の修繕	20
		その他管理運営に関する事項	・危機管理及び災害対応 ・地球環境への配慮 ・個人情報の保護 ・感染拡大防止	
	収支計画			70
合計			300	

※ 「法人（団体）としての事業遂行能力」を備えていることを、選定に当たった条件とします。

## 7 得点の状況（審査委員5名の採点結果の合計）

審査項目		配点	応募団体の得点状況
			若洲シーサイドパークグループ
事業計画書	提案課題1 管理運営の基本方針	100	64
	提案課題2 施設の提供、運営に関する業務	300	160
	提案課題3 スポーツの普及振興、利用者へのサービス向上等の事業に関する業務	500	291
	提案課題4 組織及び人材	50	26
	提案課題5 施設の維持管理その他管理運営に関する業務	100	56
	提案課題6 収支計画	350	110
	関係書類	100	80
合計		1,500	787

## 8 審査結果

若洲海浜公園ヨット訓練所 指定管理者候補者

(応募団体) 若洲シーサイドパークグループ	
代表団体	東京港埠頭株式会社
構成団体	特定非営利活動法人マリンプレイス東京

## 9 選定理由

- 代表団体はヨット施設について長年にわたる指定管理の実績を有しており、周辺施設・公園とも連携して維持管理を行う等、安定的で堅実な管理運営が期待できる。
- 構成団体はヨット競技に係る専門的知識を十分に備え、競技団体と連携した専門性の高いインストラクターの配置や救助艇の配備等による危機管理体制の構築がなされている。
- パラセーリング選手の強化育成やジュニア・高校セーリング部へのトレーニングメニューの提供等、競技力向上と普及振興の両面で幅広い層がヨット競技に親し

める提案がなされている。

## 東京都体育施設（若洲海浜公園ヨット訓練所） 指定管理者選定委員会（第一次審査）の概要

### 1 日 時

令和4年9月1日（木曜日） 16時00分から18時00分まで

### 2 場 所

東京都庁第一本庁舎 19階 19E会議室

### 3 出席者

全委員出席

### 4 主な議事

#### （1）指定管理者募集の概要

事務局から、公募日程の進捗状況と応募団体数などについて説明した。

#### （2）今後の審査の進め方

事務局から、今後のスケジュールや審査内容などについて説明した。

#### （3）第一次審査

応募団体から提出された応募書類により、以下のとおり第一次審査を行った。

##### ア 財務状況調査の結果報告

公認会計士である守泉委員が、事前に財務状況などの経営基盤の調査を行い、応募団体が指定管理者としての事業遂行能力を持っていることを報告した。

##### イ 応募資格の確認結果の報告

事務局から、応募団体が募集要項で定める応募資格を満たしていること及び失格要件の該当がないことを報告した。

以上の報告を受け、応募団体が事業遂行能力を備えていることと、応募資格を満たしていることを確認し、第二次審査の対象とする旨を決定した。

#### （4）第二次審査に向けて

事務局から第二次審査の審査内容について説明するとともに、審査内容について、委員から専門的見地に基づく意見聴取を行った。

東京都体育施設（若洲海浜公園ヨット訓練所）  
指定管理者選定委員会（第二次審査）の概要

1 日 時

令和4年9月6日（火曜日）15時55分から17時25分まで

2 場 所

東京都庁第一本庁舎 14階 14D会議室

3 出席者

全委員出席

4 主な議事

（1）事前説明

事務局から審査の進め方について説明した。

（2）第二次審査

指定管理者候補者を選定するに当たり、第一次審査を通過した応募団体について、「選定基準」に基づき、提案書類（事業計画書）の審査及び応募団体のプレゼンテーションとそれに対する質疑応答を行い、各委員が採点を行った。

この採点結果に基づき、委員会として指定管理者候補者を選定した。

# 東京都体育施設指定管理者選定委員会

## 審査報告書

(武蔵野の森総合スポーツプラザ)

令和 4 年 10 月

武蔵野の森総合スポーツプラザの指定管理者の選定に当たり、東京都体育施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は応募団体から提出された書類及びヒアリングにより審査を行った。

このたび、審査が終了したので、結果を報告する。

## 1 審査委員

委員長	小池和孝	東京都生活文化スポーツ局 スポーツ施設部長
委員	守泉誠	公認会計士
	上代圭子	東京国際大学准教授
	野川春夫	武庫川女子大学 学術顧問
	柳本由香	東京都生活文化スポーツ局 スポーツ総合推進部 スポーツ課長

## 2 選定経過

事項	日程
募集要項の公表	令和4年6月27日（月曜日）
現地説明会の開催 （参加事業者数：8事業者）	令和4年7月20日（水曜日）
質問の受付 （質問数：2件）	令和4年7月26日（火曜日）から 8月1日（月曜日）まで
質問への回答	令和4年8月10日（水曜日）
応募書類の受付 （応募団体数：1団体）	令和4年8月22日（月曜日）から 同月25日（木曜日）まで
第一次審査 （審査の概要は別添1のとおり）	令和4年9月2日（金曜日）
第二次審査 （審査の概要は別添2のとおり）	令和4年10月7日（金曜日）

### 3 応募団体名、代表及び構成団体名

1	(応募団体) 東京スタジアムグループ	
	代表団体	株式会社東京スタジアム
	構成団体	株式会社京王設備サービス 株式会社シミズオクト 東京ビジネスサービス株式会社 株式会社東京ドームスポーツ

### 4 審査方法

選定委員会では、東京都が東京都体育施設条例（平成元年東京都条例第109号）第16条第2項及び東京都体育施設条例施行規則（平成19年東京都規則第76号）第13条の規定により定める基準に基づき、「東京体育館、駒沢オリンピック公園総合運動場、東京武道館、有明テニスの森公園テニス施設、若洲海浜公園ヨット訓練所、武蔵野の森総合スポーツプラザ、海の森水上競技場、カヌー・スラロームセンター、東京アクアティクスセンター、東京都パラスポーツトレーニングセンター指定管理者募集要項」（以下「募集要項」という。）に定められた「審査項目及び配点」に従い、応募団体から提出された書類を審査した。

財務状況については、応募団体から提出された財務関係書類等により調査を行った。提案書類（事業計画書）の審査に当たっては、応募団体へのヒアリングを実施した。各委員による審査項目ごとの点数の合計を応募団体の得点とした。

### 5 選定基準

東京都が東京都体育施設条例第16条第2項及び東京都体育施設条例施行規則第13条の規定により定める以下の基準に基づき、最も適切に施設の管理運営を行うことができると認める者を指定管理者候補者として選定した。

(1) 次に掲げる業務について、相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。

ア 体育・スポーツ及びレクリエーションの活動のための施設を提供すること。

イ 体育・スポーツ及びレクリエーションについて調査研究し、並びに相談に応ずること。

ウ 体育・スポーツ及びレクリエーションに関する資料の収集、整理並びに一般の利用に供すること。

エ 体育施設を利用しての体育・スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及を行うこと。

オ スポーツの適性、健康及び体力相談に関すること。

カ 上記アからオまでのほか、目的を達成するために必要な事業

キ 施設、附属設備及び物品の維持管理及び修繕（知事が指定する修繕等を除

く。)に関する業務

ク 上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務

- (2) 安定的な経営基盤を有していること。
- (3) 体育施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。
- (4) 利用者のサービス向上を図ることができること。
- (5) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営ができること。
- (6) 体育施設又はこれに類する施設における良好な管理運営の実績を有すること。
- (7) 体育施設の管理運営に係る技術及び能力の指導育成体制が整備されていること。
- (8) 東京都のスポーツ振興施策にのっとり、東京都と密接に連携して管理運営を行うことができること。
- (9) その他体育施設の適正な管理運営を行うために知事が定める基準を満たすことができること。

## 6 審査項目及び配点

募集要項に定められた下記の審査項目及び配点により、採点を行った。

審査項目			配点	
関係書類	法人（団体）としての事業遂行能力※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営方針・経営状況</li> <li>・体育施設等の管理運営実績</li> </ul>	20	
事業	管理運営の基本方針		20	
	施設の提供等に関する業務	施設の提供に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設提供の実施方針</li> <li>・休館日及び開場時間</li> <li>・利用の調整</li> <li>・利用料金</li> </ul>	60
		施設の運営に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プール運営業務</li> <li>・トレーニングルーム運営業務</li> <li>・多目的室スペース運営業務</li> </ul>	
施設内サービス		<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付案内</li> <li>・苦情・要望等に対する対応等</li> </ul>		
計画	事業に関する業務	施設の事業に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ振興事業</li> <li>・スポーツの日記念事業</li> <li>・地域貢献事業</li> <li>・自主事業</li> <li>・周辺連携事業</li> <li>・利用者に対するサービス提供事業</li> </ul>	100
		施設の事業を支える仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報</li> <li>・業務の品質管理</li> </ul>	
		都立スポーツ施設等のネットワークを生かした取組		
画面	組織及び人材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的かつ効率的な 執行体制の確保</li> <li>・明確な責任体制の構築</li> <li>・適切な勤務体制等</li> <li>・人材育成の取組</li> </ul>	10	
	施設の管理その他に関する業務	施設の管理に関する業務等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設、設備及び物品の維持管理</li> <li>・施設の修繕</li> </ul>	20
その他管理運営に関する事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理及び災害対応</li> <li>・地球環境への配慮</li> <li>・個人情報の保護</li> <li>・感染拡大防止</li> </ul>		
書	収支計画		70	
合計			300	

※ 「法人（団体）としての事業遂行能力」を備えていることを、選定に当たっての条件とします。

## 7 得点の状況（審査委員5名の採点結果の合計）

審査項目		配点	応募団体の得点状況
			東京スタジアムグループ
事業計画書	提案課題1 管理運営の基本方針	100	68
	提案課題2 施設の提供、運営に関する業務	300	192
	提案課題3 スポーツの普及振興、利用者へのサービス向上等の事業に関する業務	500	349
	提案課題4 組織及び人材	50	32
	提案課題5 施設の維持管理その他管理運営に関する業務	100	66
	提案課題6 収支計画	350	180
	関係書類	100	80
合計		1,500	967

## 8 審査結果

武蔵野の森総合スポーツプラザ 指定管理者候補者

1	(応募団体) 東京スタジアムグループ	
	代表団体	株式会社東京スタジアム
	構成団体	株式会社京王設備サービス 株式会社シミズオクト 東京ビジネスサービス株式会社 株式会社東京ドームスポーツ

## 9 選定理由

- ・大会・イベント開催に係る専門的な知見や豊富な経験による施設の提供、隣接施設と連携して維持管理を行う等、各構成団体の強みを活かした効率的かつ安定的な管理運営が期待できる。
- ・周辺地域や教育施設と連携したアートプログラムの実施や多様な講座の開設等、周辺地域や利用者のニーズに応じた多様な事業展開の提案がなされている。
- ・バドミントン教室や車いすバスケットボール体験会等、東京2020大会のレガシーを活かし、地域や周辺施設と連携したスポーツの実施、普及促進に積極的に取

り組む提案が評価できる。

## 東京都体育施設（武蔵野の森総合スポーツプラザ） 指定管理者選定委員会（第一次審査）の概要

### 1 日 時

令和4年9月2日（金曜日） 15時00分から16時50分まで

### 2 場 所

東京都庁第一本庁舎 19階 19E会議室

### 3 出席者

全委員出席

### 4 主な議事

#### （1）指定管理者募集の概要

事務局から、公募日程の進捗状況と応募団体数などについて説明した。

#### （2）今後の審査の進め方

事務局から、今後のスケジュールや審査内容などについて説明した。

#### （3）第一次審査

応募団体から提出された応募書類により、以下のとおり第一次審査を行った。

##### ア 財務状況調査の結果報告

公認会計士である守泉委員が、事前に財務状況などの経営基盤の調査を行い、応募団体が指定管理者としての事業遂行能力を持っていることを報告した。

##### イ 応募資格の確認結果の報告

事務局から、応募団体が募集要項で定める応募資格を満たしていること及び失格要件の該当がないことを報告した。

以上の報告を受け、応募団体が事業遂行能力を備えていることと、応募資格を満たしていることを確認し、第二次審査の対象とする旨を決定した。

#### （4）第二次審査に向けて

事務局から第二次審査の審査内容について説明するとともに、審査内容について、委員から専門的見地に基づく意見聴取を行った。

東京都体育施設（武蔵野の森総合スポーツプラザ）  
指定管理者選定委員会（第二次審査）の概要

1 日 時

令和4年10月7日（金曜日）9時45分から11時50分まで

2 場 所

東京都庁第一本庁舎 19階 19E会議室

3 出席者

全委員出席

4 主な議事

（1）事前説明

事務局から審査の進め方について説明した。

（2）第二次審査

指定管理者候補者を選定するに当たり、第一次審査を通過した応募団体について、「選定基準」に基づき、提案書類（事業計画書）の審査及び応募団体のプレゼンテーションとそれに対する質疑応答を行い、各委員が採点を行った。

この採点結果に基づき、委員会として指定管理者候補者を選定した。

# 東京都体育施設指定管理者選定委員会

## 審査報告書

(海の森水上競技場)

令和4年10月

海の森水上競技場の指定管理者の選定に当たり、東京都体育施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は応募団体から提出された書類及びヒアリングにより審査を行った。

このたび、審査が終了したので、結果を報告する。

## 1 審査委員

委員長	柏原弘幸	東京都生活文化スポーツ局 開設準備担当部長
委員	小海隆樹	日本女子体育大学教授
	上代圭子	第28期スポーツ振興審議会委員 東京国際大学准教授
	守泉誠	公認会計士
	梅村実可	東京都政策企画局 オリンピック・パラリンピック調整部長

## 2 選定経過

事項	日程
募集要項の公表	令和4年6月27日（月曜日）
現地説明会の開催 （参加事業者数：5事業者）	令和4年7月13日（水曜日）
質問の受付 （質問数：7件）	令和4年7月26日（火曜日）から 8月1日（月曜日）まで
質問への回答	令和4年8月10日（水曜日）
応募書類の受付 （応募団体数：1団体）	令和4年8月22日（月曜日）から 同月25日（木曜日）まで
第一次審査 （審査の概要は別添1のとおり）	令和4年9月2日（金曜日）
第二次審査 （審査の概要は別添2のとおり）	令和4年9月9日（金曜日）

### 3 応募団体名、代表及び構成団体名

1	(応募団体) 海の森水上競技場マネジメント共同企業体	
	代表団体	一般財団法人公園財団
	構成団体	株式会社協栄 日建総業株式会社 野村不動産ライフ&スポーツ株式会社

### 4 審査方法

選定委員会では、東京都が東京都体育施設条例（平成元年東京都条例第 109 号）第 16 条第 2 項及び東京都体育施設条例施行規則（平成 19 年東京都規則第 76 号）第 13 条の規定により定める基準に基づき、「東京体育館、駒沢オリンピック公園総合運動場、東京武道館、有明テニスの森公園テニス施設、若洲海浜公園ヨット訓練所、武蔵野の森総合スポーツプラザ、海の森水上競技場、カヌー・スラロームセンター、東京アクアティクスセンター、東京都パラスポーツトレーニングセンター指定管理者募集要項」（以下「募集要項」という。）に定められた「審査項目及び配点」に従い、応募団体から提出された書類を審査した。

財務状況については、応募団体から提出された財務関係書類等により調査を行った。提案書類（事業計画書）の審査に当たっては、応募団体へのヒアリングを実施した。各委員による審査項目ごとの点数の合計を応募団体の得点とした。

### 5 選定基準

東京都が東京都体育施設条例第 16 条第 2 項及び東京都体育施設条例施行規則第 13 条の規定により定める以下の基準に基づき、最も適切に施設の管理運営を行うことができると認める者を指定管理者候補者として選定した。

(1) 次に掲げる業務について、相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。

ア 体育・スポーツ及びレクリエーションの活動のための施設を提供すること。

イ 体育・スポーツ及びレクリエーションについて調査研究し、並びに相談に応ずること。

ウ 体育・スポーツ及びレクリエーションに関する資料の収集、整理並びに一般の利用に供すること。

エ 体育施設を利用しての体育・スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及を行うこと。

オ スポーツの適性、健康及び体力相談に関すること。

カ 上記アからオまでのほか、目的を達成するために必要な事業

キ 施設、附属設備及び物品の維持管理及び修繕（知事が指定する修繕等を除く。）に関する業務

ク 上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務

- (2) 安定的な経営基盤を有していること。
- (3) 体育施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。
- (4) 利用者のサービス向上を図ることができること。
- (5) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営ができること。
- (6) 体育施設又はこれに類する施設における良好な管理運営の実績を有すること。
- (7) 体育施設の管理運営に係る技術及び能力の指導育成体制が整備されていること。
- (8) 東京都のスポーツ振興施策及び施設運営計画にのっとり、東京都と密接に連携して管理運営を行うことができること。
- (9) その他体育施設の適正な管理運営を行うために知事が定める基準を満たすことができること。

## 6 審査項目及び配点

募集要項に定められた下記の審査項目及び配点により、採点を行った。

審査項目			配点	
関係書類	法人（団体）としての事業遂行能力※	・経営方針・経営状況 ・体育施設等の管理運営実績	20	
事業	・管理運営の基本方針 ・来場者目標達成に向けた方針 ・大会開催目標達成等に向けた方針		30	
	施設の提供等に関する業務	施設の提供に関する業務	・施設提供の実施方針 ・休館日及び開場時間 ・利用の調整 ・利用料金	25
		施設の運営に関する業務	・競技コース等運營業務 ・水門・揚排水ポンプ運營業務 ・艇庫運營業務 ・トレーニングルーム運營業務 ・宿泊室運營業務 ・ユニークベニューや各種イベント等の開催地としての活用にかかる業務	20
	施設内サービス	・受付案内 ・苦情・要望等に対する対応等	5	
計画	事業に関する業務	施設の事業に関する業務	・スポーツ振興事業 ・スポーツの日記念事業 ・自主事業 ・周辺連携事業 ・利用者に対するサービス提供事業	75
		施設の事業を支える仕組み	・広報 ・業務の品質管理	10
		都立スポーツ施設等のネットワークを生かした取組	10	
画面	組織及び人材	・効果的かつ効率的な執行体制の確保 ・明確な責任体制の構築 ・適切な勤務体制等 ・人材育成の取組	10	
	施設の管理その他の業務	施設の管理に関する業務等	・施設、設備及び物品の維持管理 ・施設の修繕 ・危機管理及び災害対応	10
		その他管理運営に関する事項	・地球環境への配慮 ・個人情報保護 ・感染拡大防止	15
書	収支計画		70	
合計			300	

※ 「法人（団体）としての事業遂行能力」を備えていることを、選定に当たっての条件とします。

## 7 得点の状況（審査委員5名の採点結果の合計）

審査項目		配点	応募団体の得点状況
			海の森水上競技場マネジメント共同企業体
事業計画書	提案課題1 管理運営の基本方針	150	106
	提案課題2 施設の提供、運営に関する業務	250	173
	提案課題3 スポーツの普及振興、利用者へのサービス向上等の事業に関する業務	475	321
	提案課題4 組織及び人材	50	34
	提案課題5 施設の維持管理その他管理運営に関する業務	125	91
	提案課題6 収支計画	350	166
	関係書類	100	70
合計		1,500	961

## 8 審査結果

海の森水上競技場 指定管理者候補者

(応募団体) 海の森水上競技場マネジメント共同企業体	
代表団体	一般財団法人公園財団
構成団体	株式会社協栄 日建総業株式会社 野村不動産ライフ&スポーツ株式会社

## 9 選定理由

- ・ 構成団体の強みを活かした管理運営方針が示されているとともに、公園等における豊富な管理運営実績も有しており、安定的な管理運営が期待できる。
- ・ 競技団体による大会利用に加え、子供から高齢者、障害者まで誰もが楽しめる水上競技の体験教室やフィットネス、レクリエーションなど、様々なスポーツ振興事業の提案がなされている。

- ・ 広大な陸域や豊かな自然環境など施設の特性を活かしたキャンプ・バーベキューイベントのほか、海の森公園と連携したライトアップ等ナイトタイムイベントや野外コンサートの誘致など、集客力のある魅力的な事業提案が評価できる。

## 東京都体育施設（海の森水上競技場） 指定管理者選定委員会（第一次審査）の概要

### 1 日 時

令和4年9月2日（金曜日）9時から11時50分まで

### 2 場 所

東京都庁第一本庁舎 19階 19E会議室

### 3 出席者

全委員出席

### 4 主な議事

#### （1）指定管理者募集の概要

事務局から、公募日程の進捗状況と応募団体数などについて説明した。

#### （2）今後の審査の進め方

事務局から、今後のスケジュールや審査内容などについて説明した。

#### （3）第一次審査

応募団体から提出された応募書類により、以下のとおり第一次審査を行った。

##### ア 財務状況調査の結果報告

公認会計士である守泉委員が、事前に財務状況などの経営基盤の調査を行い、応募団体が指定管理者としての事業遂行能力を持っていることを報告した。

##### イ 応募資格の確認結果の報告

事務局から、応募団体が募集要項で定める応募資格を満たしていること及び失格要件の該当がないことを報告した。

以上の報告を受け、応募団体が事業遂行能力を備えていることと、応募資格を満たしていることを確認し、第二次審査の対象とする旨を決定した。

#### （4）第二次審査に向けて

事務局から第二次審査の審査内容について説明するとともに、審査内容について、委員から専門的見地に基づく意見聴取を行った。

東京都体育施設（海の森水上競技場）  
指定管理者選定委員会（第二次審査）の概要

1 日 時

令和4年9月9日（金曜日）9時00分から11時20分まで

2 場 所

東京都庁第一本庁舎19階19E会議室

3 出席者

全委員出席

4 主な議事

（1）事前説明

事務局から審査の進め方について説明した。

（2）第二次審査

指定管理者候補者を選定するに当たり、第一次審査を通過した応募団体について、「選定基準」に基づき、提案書類（事業計画書）の審査及び応募団体のプレゼンテーションとそれに対する質疑応答を行い、各委員が採点を行った。

この採点結果に基づき、委員会として指定管理者候補者を選定した。

# 東京都体育施設指定管理者選定委員会

## 審査報告書

(カヌー・スラロームセンター)

令和4年10月

カヌー・スラロームセンターの指定管理者の選定に当たり、東京都体育施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は応募団体から提出された書類及びヒアリングにより審査を行った。

このたび、審査が終了したので、結果を報告する。

## 1 審査委員

委員長	柏原弘幸	東京都生活文化スポーツ局 開設準備担当部長
委員	小海隆樹	日本女子体育大学教授
	上代圭子	第28期スポーツ振興審議会委員 東京国際大学准教授
	守泉誠	公認会計士
	梅村実可	東京都政策企画局 オリンピック・パラリンピック調整部長

## 2 選定経過

事項	日程
募集要項の公表	令和4年6月27日（月曜日）
現地説明会の開催 （参加事業者数：3事業者）	令和4年7月11日（月曜日）
質問の受付 （質問数：13件）	令和4年7月26日（火曜日）から 8月1日（月曜日）まで
質問への回答	令和4年8月10日（水曜日）
応募書類の受付 （応募団体数：1団体）	令和4年8月22日（月曜日）から 同月25日（木曜日）まで
第一次審査 （審査の概要は別添1のとおり）	令和4年9月2日（金曜日）
第二次審査 （審査の概要は別添2のとおり）	令和4年9月9日（金曜日）

### 3 応募団体名

1	(応募団体) 株式会社協栄
---	------------------

### 4 審査方法

選定委員会では、東京都が東京都体育施設条例（平成元年東京都条例第 109 号）第 16 条第 2 項及び東京都体育施設条例施行規則（平成 19 年東京都規則第 76 号）第 13 条の規定により定める基準に基づき、「東京体育館、駒沢オリンピック公園総合運動場、東京武道館、有明テニスの森公園テニス施設、若洲海浜公園ヨット訓練所、武蔵野の森総合スポーツプラザ、海の森水上競技場、カヌー・スラロームセンター、東京アクアティクスセンター、東京都パラスポーツトレーニングセンター指定管理者募集要項」（以下「募集要項」という。）に定められた「審査項目及び配点」に従い、応募団体から提出された書類を審査した。

財務状況については、応募団体から提出された財務関係書類等により調査を行った。

提案書類（事業計画書）の審査に当たっては、応募団体へのヒアリングを実施した。各委員による審査項目ごとの点数の合計を応募団体の得点とした。

### 5 選定基準

東京都が東京都体育施設条例第 16 条第 2 項及び東京都体育施設条例施行規則第 13 条の規定により定める以下の基準に基づき、最も適切に施設の管理運営を行うことができると認める者を指定管理者候補者として選定した。

(1) 次に掲げる業務について、相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。

ア 体育・スポーツ及びレクリエーションの活動のための施設を提供すること。

イ 体育・スポーツ及びレクリエーションについて調査研究し、並びに相談に応ずること。

ウ 体育・スポーツ及びレクリエーションに関する資料の収集、整理並びに一般の利用に供すること。

エ 体育施設を利用しての体育・スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及を行うこと。

オ スポーツの適性、健康及び体力相談に関すること。

カ 上記アからオまでのほか、目的を達成するために必要な事業

キ 施設、附属設備及び物品の維持管理及び修繕（知事が指定する修繕等を除く。）に関する業務

ク 上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務

(2) 安定的な経営基盤を有していること。

(3) 体育施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができるこ

と。

- (4) 利用者のサービス向上を図ることができること。
- (5) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営ができること。
- (6) 体育施設又はこれに類する施設における良好な管理運営の実績を有すること。
- (7) 体育施設の管理運営に係る技術及び能力の指導育成体制が整備されていること。
- (8) 東京都のスポーツ振興施策及び施設運営計画にのっとり、東京都と密接に連携して管理運営を行うことができること。
- (9) その他体育施設の適正な管理運営を行うために知事が定める基準を満たすことができること。

## 6 審査項目及び配点

募集要項に定められた下記の審査項目及び配点により、採点を行った。

審査項目			配点	
関係書類	法人（団体）としての事業遂行能力※	・経営方針・経営状況 ・体育施設等の管理運営実績	20	
事業計画	・管理運営の基本方針 ・来場者目標達成に向けた方針 ・大会開催目標達成等に向けた方針		30	
	施設の提供等に関する業務	施設の提供に関する業務	・施設提供の実施方針 ・休館日及び開場時間 ・利用の調整 ・利用料金	25
		施設の運営に関する業務	・競技施設運営業務 ・トレーニングルーム運営業務 ・ユニークベニューや各種イベント等の開催地としての活用にかかる業務	20
		施設内サービス	・受付案内 ・苦情・要望等に対する対応等	5
	事業に関する業務	施設の事業に関する業務	・スポーツ振興事業 ・スポーツの日記念事業 ・自主事業 ・周辺連携事業 ・利用者に対するサービス提供事業	75
		施設の事業を支える仕組み	・広報 ・業務の品質管理	10
		都立スポーツ施設等のネットワークを生かした取組		10
	面	組織及び人材	・効果的かつ効率的な執行体制の確保 ・明確な責任体制の構築 ・適切な勤務体制等 ・人材育成の取組	10
	施設管理その他に関する業務	施設の管理に関する業務等	・施設、設備及び物品の維持管理 ・施設の修繕 ・危機管理及び災害対応	10
		その他管理運営に関する事項	・地球環境への配慮 ・個人情報保護 ・感染拡大防止	15
書	収支計画		70	
合計			300	

※ 「法人（団体）としての事業遂行能力」を備えていることを、選定に当たっての条件とします。

## 7 得点の状況（審査委員5名の採点結果の合計）

審査項目		配点	応募団体の得点状況
			株式会社 協栄
事業計画書	提案課題1 管理運営の基本方針	150	110
	提案課題2 施設の提供、運営に関する業務	250	168
	提案課題3 スポーツの普及振興、利用者へのサービス向上等の事業に関する業務	475	337
	提案課題4 組織及び人材	50	32
	提案課題5 施設の維持管理その他管理運営に関する業務	125	92
	提案課題6 収支計画	350	136
	関係書類	100	90
合計		1,500	965

## 8 審査結果

カヌー・スラロームセンター 指定管理者候補者

(応募団体) 株式会社協栄
------------------

## 9 選定理由

- ・ 水上競技施設を含む多くの体育施設の管理運営実績を有しており、効率的かつ安定的な管理運営が期待できる。
- ・ ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設への申請を提案するなど、アスリートの強化育成や稼働率向上に向けた提案がなされている。
- ・ 企業や学校を対象としたラフティング体験や、隣接する公園や周辺施設、地元との連携によるスポーツ振興など、施設の有効活用に向けた積極的な提案が評価できる。

## 東京都体育施設（カヌー・スラロームセンター） 指定管理者選定委員会（第一次審査）の概要

### 1 日 時

令和4年9月2日（金曜日）9時から11時50分まで

### 2 場 所

東京都庁第一本庁舎 19階 19E会議室

### 3 出席者

全委員出席

### 4 主な議事

#### （1）指定管理者募集の概要

事務局から、公募日程の進捗状況と応募団体数などについて説明した。

#### （2）今後の審査の進め方

事務局から、今後のスケジュールや審査内容などについて説明した。

#### （3）第一次審査

応募団体から提出された応募書類により、以下のとおり第一次審査を行った。

##### ア 財務状況調査の結果報告

公認会計士である守泉委員が、事前に財務状況などの経営基盤の調査を行い、応募団体が指定管理者としての事業遂行能力を持っていることを報告した。

##### イ 応募資格の確認結果の報告

事務局から、応募団体が募集要項で定める応募資格を満たしていること及び失格要件の該当がないことを報告した。

以上の報告を受け、応募団体が事業遂行能力を備えていることと、応募資格を満たしていることを確認し、第二次審査の対象とする旨を決定した。

#### （4）第二次審査に向けて

事務局から第二次審査の審査内容について説明するとともに、審査内容について、委員から専門的見地に基づく意見聴取を行った。

## 東京都体育施設（カヌー・スラロームセンター） 指定管理者選定委員会（第二次審査）の概要

### 1 日 時

令和4年9月9日（金曜日）12時30分から14時20分まで

### 2 場 所

東京都庁第一本庁舎 19階 19E会議室

### 3 出席者

全委員出席

### 4 主な議事

#### （1）事前説明

事務局から審査の進め方について説明した。

#### （2）第二次審査

指定管理者候補者を選定するに当たり、第一次審査を通過した応募団体について、「選定基準」に基づき、提案書類（事業計画書）の審査及び応募団体のプレゼンテーションとそれに対する質疑応答を行い、各委員が採点を行った。

この採点結果に基づき、委員会として指定管理者候補者を選定した。

# 東京都体育施設指定管理者選定委員会

## 審査報告書

(東京アクアティクスセンター)

令和4年10月

東京アクアティクスセンターの指定管理者の選定に当たり、東京都体育施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は応募団体から提出された書類及びヒアリングにより審査を行った。

このたび、審査が終了したので、結果を報告する。

## 1 審査委員

委員長	柏原弘幸	東京都生活文化スポーツ局 開設準備担当部長
委員	小海隆樹	日本女子体育大学教授
	上代圭子	第28期スポーツ振興審議会委員 東京国際大学准教授
	守泉誠	公認会計士
	柳本由香	東京都生活文化スポーツ局 スポーツ総合推進部 スポーツ課長

## 2 選定経過

事項	日程
募集要項の公表	令和4年6月27日（月曜日）
現地説明会の開催 （参加事業者数：12事業者）	令和4年7月21日（木曜日）
質問の受付 （質問数：25件）	令和4年7月26日（火曜日）から 8月1日（月曜日）まで
質問への回答	令和4年8月10日（水曜日）
応募書類の受付 （応募団体数：1団体）	令和4年8月22日（月曜日）から 同月25日（木曜日）まで
第一次審査 （審査の概要は別添1のとおり）	令和4年9月2日（金曜日）
第二次審査 （審査の概要は別添2のとおり）	令和4年9月20日（火曜日）

### 3 応募団体名、代表及び構成団体名

1	(応募団体) 事業団・オーエンス・セントラルスポーツ・都水協グループ	
	代表団体	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団
	構成団体	株式会社オーエンス セントラルスポーツ株式会社 公益財団法人東京都水泳協会

### 4 審査方法

選定委員会では、東京都が東京都体育施設条例（平成元年東京都条例第 109 号）第 16 条第 2 項及び東京都体育施設条例施行規則（平成 19 年東京都規則第 76 号）第 13 条の規定により定める基準に基づき、「東京体育館、駒沢オリンピック公園総合運動場、東京武道館、有明テニスの森公園テニス施設、若洲海浜公園ヨット訓練所、武蔵野の森総合スポーツプラザ、海の森水上競技場、カヌー・スラロームセンター、東京アクアティクスセンター、東京都パラスポーツトレーニングセンター指定管理者募集要項」（以下「募集要項」という。）に定められた「審査項目及び配点」に従い、応募団体から提出された書類を審査した。

財務状況については、応募団体から提出された財務関係書類等により調査を行った。提案書類（事業計画書）の審査に当たっては、応募団体へのヒアリングを実施した。各委員による審査項目ごとの点数の合計を応募団体の得点とした。

### 5 選定基準

東京都が東京都体育施設条例第 16 条第 2 項及び東京都体育施設条例施行規則第 13 条の規定により定める以下の基準に基づき、最も適切に施設の管理運営を行うことができる者と認める者を指定管理者候補者として選定した。

(1) 次に掲げる業務について、相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。

ア 体育・スポーツ及びレクリエーションの活動のための施設を提供すること。

イ 体育・スポーツ及びレクリエーションについて調査研究し、並びに相談に応ずること。

ウ 体育・スポーツ及びレクリエーションに関する資料の収集、整理並びに一般の利用に供すること。

エ 体育施設を利用しての体育・スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及を行うこと。

オ スポーツの適性、健康及び体力相談に関すること。

カ 上記アからオまでのほか、目的を達成するために必要な事業  
キ 施設、附属設備及び物品の維持管理及び修繕（知事が指定する修繕等を除く。）に関する業務

ク 上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務

- (2) 安定的な経営基盤を有していること。
- (3) 体育施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。
- (4) 利用者のサービス向上を図ることができること。
- (5) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営ができること。
- (6) 体育施設又はこれに類する施設における良好な管理運営の実績を有すること。
- (7) 体育施設の管理運営に係る技術及び能力の指導育成体制が整備されていること。
- (8) 東京都のスポーツ振興施策及び施設運営計画にのっとり、東京都と密接に連携して管理運営を行うことができること。
- (9) その他体育施設の適正な管理運営を行うために知事が定める基準を満たすことができること。

## 6 審査項目及び配点

募集要項に定められた下記の審査項目及び配点により、採点を行った。

審査項目			配点	
関係書類	法人(団体)としての事業遂行能力※	・経営方針・経営状況 ・体育施設等の管理運営実績	20	
事業	・管理運営の基本方針 ・来場者目標達成に向けた方針 ・大会開催目標達成等に向けた方針		30	
	施設の提供等に関する業務	施設の提供に関する業務	・施設提供の実施方針 ・休館日及び開場時間 ・利用の調整 ・利用料金	25
		施設の運営に関する業務	・プール運営業務 ・飛び込み用トレーニングルーム運営業務 ・トレーニングルーム運営業務 ・東京2020大会メモリアルギャラリー運営業務	20
		施設内サービス	・受付案内 ・苦情・要望等に対する対応等	5
計画	事業に関する業務	施設の事業に関する業務	・スポーツ振興事業 ・スポーツの日記念事業 ・自主事業 ・周辺連携事業 ・利用者に対するサービス提供事業	75
		施設の事業を支える仕組み	・広報 ・業務の品質管理	10
		都立スポーツ施設等のネットワークを生かした取組		10
	組織及び人材	・効果的かつ効率的な執行体制の確保 ・明確な責任体制の構築 ・適切な勤務体制等 ・人材育成の取組	10	
書	施設の管理その他に関する業務	施設の管理に関する業務等	・施設、設備及び物品の維持管理 ・施設の修繕 ・危機管理及び災害対応	10
		その他管理運営に関する事項	・地球環境への配慮 ・個人情報保護 ・感染拡大防止	15
	収支計画			70
合計			300	

※ 「法人(団体)としての事業遂行能力」を備えていることを、選定に当たっての条件とします。

## 7 得点の状況（審査委員5名の採点結果の合計）

審査項目		配点	応募団体の得点状況
			事業団・オーエンス・セントラルスポーツ・都水協グループ
事業計画書	提案課題1 管理運営の基本方針	150	96
	提案課題2 施設の提供、運営に関する業務	250	166
	提案課題3 スポーツの普及振興、利用者へのサービス向上等の事業に関する業務	475	336
	提案課題4 組織及び人材	50	34
	提案課題5 施設の維持管理その他管理運営に関する業務	125	91
	提案課題6 収支計画	350	158
関係書類		100	80
合計		1,500	961

## 8 審査結果

東京アクアティクスセンター 指定管理者候補者

(応募団体) 事業団・オーエンス・セントラルスポーツ・都水協グループ	
代表団体	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団
構成団体	株式会社オーエンス セントラルスポーツ株式会社 公益財団法人東京都水泳協会

## 9 選定理由

- ・ 類似の大型水泳場での管理運営実績を踏まえた具体的な計画が示されており、東京 2020 大会のレガシーを活かしつつ、国際基準の水泳場を安定的に管理運

営することが期待できる。

- 競技団体との強固な連携により、国際大会や、全国規模の大会から地区レベルの大会、パラ水泳大会など、年間を通じて多くの大会誘致の提案がなされている。
- 利用者調整により、独立したメインプールとサブプールを活かして、複数の大会を同時に開催するほか、練習や一般開放を柔軟に行うことで、利用者の幅広いニーズに対応した提案が評価できる。

## 東京都体育施設（東京アクアティクスセンター） 指定管理者選定委員会（第一次審査）の概要

### 1 日 時

令和4年9月2日（金曜日）9時から11時50分まで

### 2 場 所

東京都庁第一本庁舎 19階 19E会議室

### 3 出席者

全委員出席

### 4 主な議事

#### （1）指定管理者募集の概要

事務局から、公募日程の進捗状況と応募団体数などについて説明した。

#### （2）今後の審査の進め方

事務局から、今後のスケジュールや審査内容などについて説明した。

#### （3）第一次審査

応募団体から提出された応募書類により、以下のとおり第一次審査を行った。

##### ア 財務状況調査の結果報告

公認会計士である守泉委員が、事前に財務状況などの経営基盤の調査を行い、応募団体が指定管理者としての事業遂行能力を持っていることを報告した。

##### イ 応募資格の確認結果の報告

事務局から、応募団体が募集要項で定める応募資格を満たしていること及び失格要件の該当がないことを報告した。

以上の報告を受け、応募団体が事業遂行能力を備えていることと、応募資格を満たしていることを確認し、第二次審査の対象とする旨を決定した。

#### （4）第二次審査に向けて

事務局から第二次審査の審査内容について説明するとともに、審査内容について、委員から専門的見地に基づく意見聴取を行った。

## 東京都体育施設（東京アクアティクスセンター） 指定管理者選定委員会（第二次審査）の概要

### 1 日 時

令和4年9月20日（火曜日）13時30分から15時40分まで

### 2 場 所

東京都庁第一本庁舎19階19E会議室

### 3 出席者

全委員出席

### 4 主な議事

#### （1）事前説明

事務局から審査の進め方について説明した。

#### （2）第二次審査

指定管理者候補者を選定するに当たり、第一次審査を通過した応募団体について、「選定基準」に基づき、提案書類（事業計画書）の審査及び応募団体のプレゼンテーションとそれに対する質疑応答を行い、各委員が採点を行った。

この採点結果に基づき、委員会として指定管理者候補者を選定した。